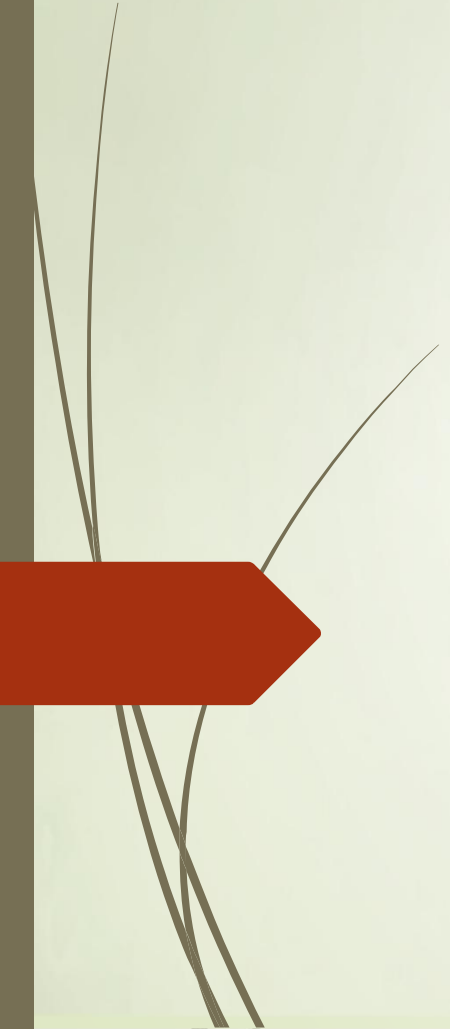




最近の麻薬等行政について

目次

- ①麻薬及び向精神薬取締法の一部改正について
- ②メチルフェニデート塩酸塩製剤の薬局間譲渡・譲受に係る取扱いについて



医療用麻薬の流通の合理化について (麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)

制度改正の背景

- ・ 都道府県で厳格に管理
- ・ 供給不足対応や県境地域での流通に課題
- ・ 安定供給と適正管理の両立が目的

麻薬卸売業者による都道府県を越えた麻薬小売業者等への譲渡のイメージ

医療用麻薬の安定的な供給の確保を図るため、一定の場合に限定して、麻薬卸売業者は、隣接する都道府県の区域内にある麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者及び麻薬研究施設の設置者に対して、麻薬の譲渡を行うことができることとする。

(例：麻薬卸売業者から、隣接する都道府県の麻薬小売業者への譲渡)

【同一都道府県】

麻薬卸売業者

同一都道府県内の
同業者へも可

麻薬小売業者 ※

麻薬診療施設の
開設者

麻薬研究施設の
設置者

麻薬処方箋
の所持者

交付対象者

【隣接する都道府県】

麻薬卸売業者

同一都道府県内の
同業者へも可

麻薬小売業者 ※

麻薬診療施設の
開設者

麻薬研究施設の
設置者

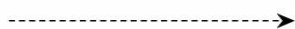
麻薬処方箋
の所持者

交付対象者

※ 都道府県知事の許可を受けた場合、同一都道府県内の麻薬小売業者間における譲渡・譲受が可能。



証紙による封かんが必要



調剤済の麻薬の返却

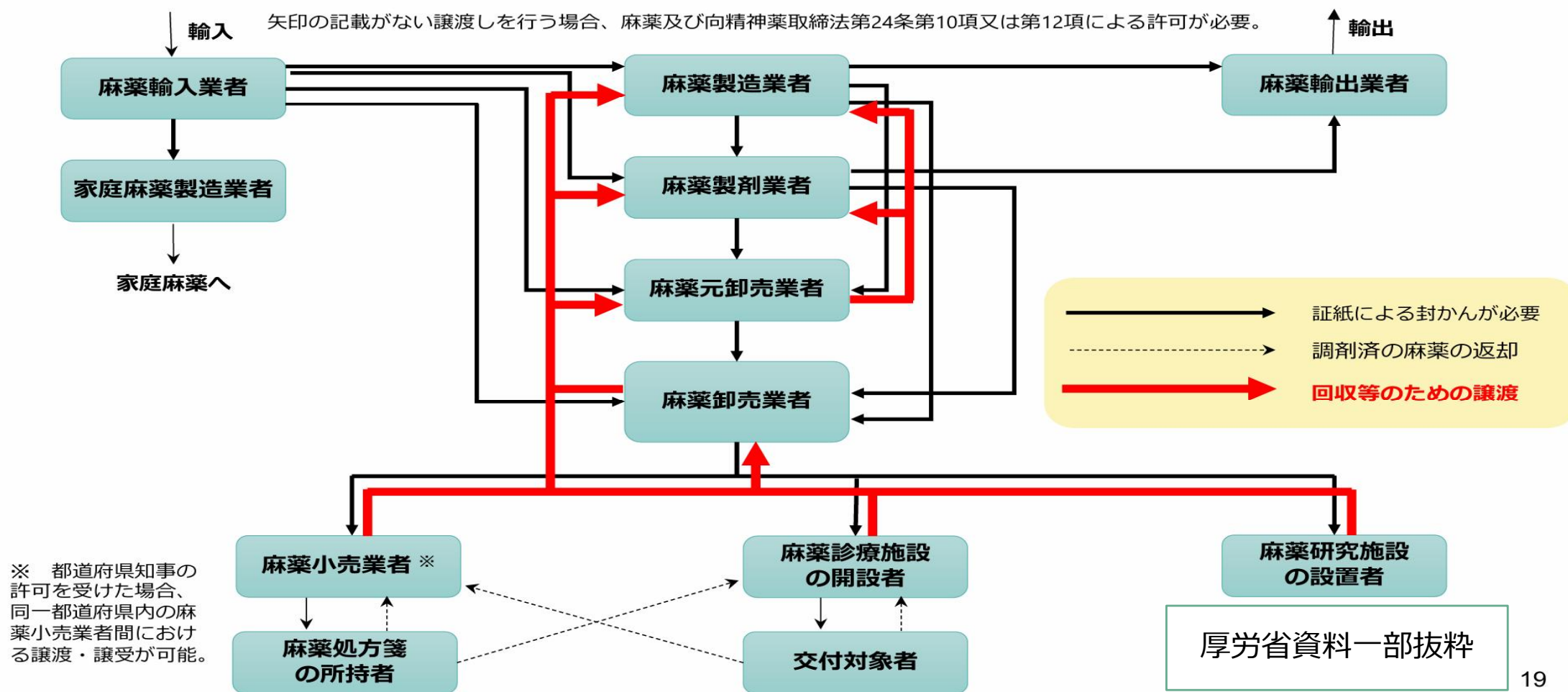


一定の場合に譲渡可能

厚労省資料一部抜粋

麻薬の回収等のための譲渡のイメージ

他の医薬品と同様の経路での回収等を行えるようにするため、麻薬元卸売業者、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者及び麻薬研究施設の設置者は、麻薬を譲り渡した者等に対して、当該麻薬の回収等のための譲渡を行うことができることとする。（例：麻薬小売業者から、麻薬卸売業者や麻薬製造業者への譲渡。）



医療用麻薬の流通の合理化について (麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)

これから整理される点

- ①麻薬卸売販売業者による隣接都道府県への麻薬譲渡が可能となる
具体的条件
- ②隣接する都道府県について
- ③麻薬卸売業者による隣接都道府県の麻薬小売業者等への麻薬譲渡
スキーム
- ④麻薬小売業者等から麻薬卸売販売業者等へ譲渡が可能となる具
体的条件

医療用麻薬の流通の合理化について (麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)

制度利用上の注意点

- ✕ 通常時に県外の麻薬卸売業者から麻薬を購入できるようになる制度ではない
- ✕ 麻薬小売業者間の譲渡・譲受を認める制度ではない
- ✕ 余剰在庫の調整や利便性向上を目的とした制度ではない
- 供給不足や災害等の非常時における安定供給の確保
- 回収・品質問題発生時の適切な回収ルートの確保
- 適正管理を維持しながら流通の合理化を図るもの

施行日：令和9年5月20日

メチルフェニデート塩酸塩製剤の薬局間譲渡・譲受に係る取扱いについて

令和8年7月15日付け厚生労働省医薬局総務課長（他4課長連名）通知

「メチルフェニデート塩酸塩製剤（コンサータ錠18mg、同錠27mg及び同錠36mg）の薬局間譲渡・譲受に係る取扱いについて」

コンサータは令和7年9月以降、限定出荷が継続。
供給不足下で患者への継続治療を確保するため
登録薬局間での譲渡・譲受を時限的に容認。

通常は薬局間
での譲渡禁止

メチルフェニデート塩酸塩製剤の薬局間譲渡・譲受に係る取扱いについて

特例措置の内容

特例期間	令和8年7月15日から供給不足解消まで
対 象	ADHD適正流管理システム登録薬局同士
対象製剤	コンサータ錠18mg・27mg・36mg

終了時は別途通知

メチルフェニデート塩酸塩製剤の薬局間譲渡・譲受に係る取扱いについて

薬局が守るべきポイント

1. 相手方が登録薬局であることを事前確認
2. 譲渡数量は患者対応に必要な数量に限定
3. 譲渡・譲受当日にシステムへ報告
4. 麻薬及び向精神薬取締法に基づく帳簿記載を実施
5. 問い合わせに適切に対応